

### 第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

#### 【共通意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
1	全体		<p>市政全般にわたる政策の大綱、基本施策、施策の方向としてたくさんの事業が掲載されているが、これらがどこまで実現できるかは財源が確保されているかどうかで決まる。ところが、基本構想の8年間、前期基本計画の4年間の財源の裏付けとなる財政見通しが示されていない。基本構想及び前期基本計画と同時にこの計画期間中の財政見通しを示すべきである。</p>	<p>総合計画の構成上、「基本計画」に位置付ける施策を具体的に推進する事務事業は、これまで同様、別途策定する「実施計画」における位置付けや、各年度の予算編成において、財源の裏付けを具体化させていくこととしております。そうした中で、総合計画の推進に資する事務事業の計画的な実施に向けた財政見通しにつきましては、昨今の社会経済情勢の変化等を鑑み、令和8年度からの前期基本計画と期間を同じくする4年間の「中期財政見通し」を策定し、令和8年2月策定予定の「前期基本計画実施計画」と併せて、令和8年度予算説明時において、議会にお示しさせていただく予定であります。</p>

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
1	表紙		「グリーンプラン2.0」の2.0は何を意味するのか。市民にも理解できないため、説明が必要である。	第2次亀山市総合計画は、その将来都市像である「緑の健都」をイメージさせる「グリーンプラン2025」を計画の愛称としていました。その後継計画である第3次亀山市総合計画は、第2次総合計画から将来都市像「緑の健都」を継承することとしているため、当該計画の愛称を「グリーンプラン2.0」とし、その普及につなげようとするものであります。なお、「2.0」とは、「緑の健都」の進化（第2世代）を表現したものです。その意図が市民の方々により伝わりやすいよう、注釈を加えることといたします。
2	全体		変化の早い現代において、前期で4年、後期で4年の8年先までの固定的な長期計画は時代に即していない。長期的な見通しの書き込みはあっても良いが、4年間程度の総合計画とすべきである。	亀山市総合計画条例では、総合計画は「市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針である」と規定されているため、中長期的な市の最上位計画として次期総合計画を策定するものであります。市の将来像や政策の大綱等まちづくりの根幹を成す事項（基本構想）については、様々な分野に影響を及ぼすことから、長期展望の下にその方針を位置付ける必要があると考えているとともに、基本計画による各種施策については、4年（中期）で見直しが行えるものとなっております。また、市政の情勢に大きな変化があった場合には計画変更も出来ることとしておりますので、総合計画の計画期間は適当であると考えております。 なお、第2次総合計画後期基本計画から、基本計画の計画期間をそれまでの5年から、4年に変更したこともあり、より効果的な計画管理ができていると考えております。
3	全体		計画全体が「ビルド・アンド・ビルド（事業の羅列）」になっており、厳しい財政状況下であれば必須となる「スクラップ（事業廃止・縮小）」の視点が欠落しているため、記載すべきである。	総合計画案における基本構想・基本計画は、政策及び施策までを位置付けたものであり、具体的な事務事業は、市の財政状況や事業化の優先順位等も踏まえた上で、今後、「実施計画」への位置付け等により、明らかにしていくこととしております。一方、現下の財政状況も鑑み、前期基本計画の行政経営における基本施策に「行財政システム改革の推進」を掲げ、関連施策の中で、徹底した歳出削減と事業再編により、持続可能な財政基盤の確立を図ることを位置付けております。 なお、御指摘のような行財政改革の必要性をより明確にするため、当該基本施策の「現状と課題」において、行財政改革大綱の一層の推進の必要性や事務事業の統廃合等の視点について追記いたします。
4	全体		総合計画が策定されることにより、議会对応や事務執行に柔軟性を失わせる弊害がある。『計画に書いてあるからやる』『書いてないからできない』という硬直的な運用は、市民の利益を損なうリスクすらある。理念は守りつつ、具体的な事務事業はいつでも書き換えられる柔軟な仕組みにすべきである。	総合計画は、亀山市総合計画条例において、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的に、その策定が義務付けられているとともに、策定に当たっては、議会の議決を経なければならないこととなっております。また、市は、総合計画を基本として市政の運営を行うことも義務付けられているため、市の最上位計画として重視すべきものであり、その策定等についても、将来に向けた計画的なまちづくりを推進するために、大切な仕組みであると考えております。 なお、本計画に位置付ける施策群の具体的な取り組みに向けては、別途策定する「実施計画」や毎年度の予算編成において、事務事業を展開することとしていますので、その柔軟性等は保たれるものと考えております。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
5	全体		SDGs（持続可能な開発目標）やQOL（暮らしの質）等、誰が読んでも分かり易く補足を記載している箇所もあるが、「K2プロジェクト」「DID地区」「DNA継承プロジェクト」などの記載にも注釈を記載すべきである。	定義のある用語については、計画策定時に資料編として用語解説を設けることとし、オリジナルな造語的表現の部分については、出来る限りその意図が分かるような表現の補完や注釈の記載を検討いたします。
6	2	序論 1 計画策定の趣旨	「今後も都市の持続的な成長」とあるが、4ページには「4 社会経済情勢の変化」として人口減少・少子高齢化の進行、安全・安心に対する意識の高まり、地球環境・エネルギー問題の深刻化など大きな課題が山積しており、現在の市民生活の維持すら難しい時代になっている。高度経済成長期のような常に成長し続けることを目標とせず、現在の市民生活が維持できる成熟化した社会を目指すべきだと考える。視点を変えて書き換えるべきである。	社会経済情勢の変化は著しく、依然として先行きが見通しづらい状況にございますが、そうした時代であればこそ、これまでから本市の将来都市像やまちづくりの基本に据えてきた、「都市の持続性」や外部環境の変化に素早く適応できる「しなやかさ」を一層高めていかなければならないと考えております。そのためには、都市の衰退や住み良さの低下を招くことなく、今後も持続的に成長できるまちを形成していく必要があります。それに沿った政策展開が、本市に暮らし、集う人々が「ここが良かった」と実感できるウェルビーイングの向上につながっていくとの基本的な考え方に基つき、第3次総合計画を策定しようとするものであります。
7	5	序論 4 社会経済情勢の変化 (7) 高速交通網の進展と日本中央回廊の形成	リニア中央新幹線については、名古屋までの工事の遅れの状況や今後の見通しなど自ら情報を集め、自らの頭で考え、自ら判断すべきであり、県の期成同盟会の方針などに合わせただけの思考停止状態で計画を立てるということはやめるべきである。根本から見直しすべきである。	「4 社会経済情勢の変化」は、計画策定に当たって把握すべきマクロ環境要因の変化の概要を整理したものであり、その一つとして、本市に関係のある中部圏等の高速交通網の動向や、国の国土形成計画にも位置付けられたリニア中央新幹線開業による「日本中央回廊の形成」を記載しております。あくまで、国等における現状や今後の見通しまでを記載ものでありますが、四半世紀以上にわたって、リニア中央新幹線誘致活動に取り組む本市といたしましては、関連項目の一つであると考えております。
8	13	序論 5 亀山市の現状と取り巻く状況の変化 (6) 本市を取り巻く環境の変化 ② 中心的都市拠点の機能強化と都市インフラの強靱化	にぎわいが創出できていないという現状を正確に見つめた記述に改めるべきである。	JR亀山駅周辺におけるにぎわいの創出につきましては、市街地再開発事業による効果等をより明確に示すため、一部文章を修正をします。
9	15	序論 5 亀山市の現状と取り巻く状況の変化 (6) 本市を取り巻く環境の変化 ⑧ 厳しさを増す財政運営と財政構造改革の推進	「令和元年度以降、コロナ禍を背景に膨らんだ国・地方の歳出やエネルギー価格・物価の高騰に加え、継続的な義務的経費の上昇は、市の財政運営に大きな影響を及ぼし、既存事業の拡張等の構造的課題と合わせ、財政調整基金残高の減少傾向が続いており、抜本的な財政構造の立て直しが急務となっております。」とあるが、財政調整基金残高の減少傾向が続く、抜本的な財政構造の立て直しが急務となった最大の原因は、実質単年度収支の赤字が10年以上も続いたのに、それへの対策を講じなかった財政運営のまずさにある。そのことを明確に記述すべきである。	御指摘の点を踏まえ、実質単年度収支が赤字であった要因を追記いたします。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
10	17	序論 6 市民意向 ③満足度と重要度	市民アンケートで、「リニア誘致の機運の高まりに加え、外国人住民との交流やボランティア活動の活発化、地域の個性の尊重といった市民協働に関する項目、芸術・文化の充実等の項目の重要度が低くなっています。」とあるが、リニア誘致は市の重要政策の一つであり、この項目が満足度で最下位になったことは重大である。ところがこのような結果となった分析が全くない。その分析を記述すべきである。	「6 市民意向」は、市民アンケート調査等の結果を客観的に整理したものであり、項目のランク付けや満足度・重要度によるポジショニングにより分析を行っております。市民意向の結果については、様々な分析手法が考えられるところですが、総合計画は対象分野が幅広く多岐にわたるため、市民アンケート結果についても、全ての個別項目について詳細な分析までは行っておりませんので、本計画上、個別の掘り下げた分析結果は記載できませんが、関連施策の立案過程におきましては、必要に応じ、市民意向調査の結果も踏まえた検討も行ってまいります。
11	21	序論 7 今後のまちづくりの課題 ①まちのにぎわいと多様な働く場の創出	「リニア中央新幹線三重県駅の設置等による広域交通網のさらなる充実を図り、商工業や観光、農業等を生かしたまちのにぎわいや魅力づくりにつなげていく必要があります。」とあるが、「リニア中央新幹線三重県駅の設置」ができるのか、できるとしてもいつになるのか全く見通せない中で、こうした記述は不要であり削除すべきである。	御指摘の記載部分は、概ね10年後を見通す中で、現時点において、リニア中央新幹線の新線開業は見込めないものの、名古屋・大阪間の駅位置等の決定に向けた動きは想定できるとの見通しを持ちながら、その促進による本市への影響も踏まえた記載内容となるよう、一部文章を精査いたします。
12	21	序論 7 今後のまちづくりの課題 ④心豊かな暮らしの実現とまちへの愛着の醸成	「生涯を通じた健康づくりを展開するとともに、様々な課題を抱える市民には、地域全体で医療や福祉等のセーフティネットを強化していく必要があります。」とあるが、「地域全体」という記述では「共助」の意味合いが強く、セーフティネット強化の基本である「公助」が抜けていると捉えられる。「公助」を明記すべきである。	医療は公助であり、福祉のうち行政支援は公助、介護は互助となります。また、福祉のうち地域福祉においては共助のしくみづくりを進めており、「生涯を通じた健康づくり」はセルフケア（自助）を基本としていることから、自助・共助・互助・公助のバランスに配慮した記述になっています。また、医療、福祉（介護）など、公助・互助による支援については、市域を越え、周辺地域を含めた医療機関や介護施設等の地域資源との連携が必要となるため、「地域全体」におけるセーフティネットの強化を図るものとして記述しています。しかしながら、より分かりやすい記述内容となるよう、一部文章を精査いたします。
13	24	基本構想 1 将来都市像 人とまちの輝きが未来を創る 緑の健都 かめやま	「高速交通・広域交通機能の拡充による加速化も見込まれることから、次なる都市成長に向けた千載一遇の機会を迎えつつあります。」とあるが、リニア中央新幹線の新線開業が前提となっており、総合計画期間内に実現性が全くない事業を前提とした記述は削除すべきである。	「高速交通・広域交通機能の拡充」とは、リニア中央新幹線の誘致のみならず、鈴鹿亀山道路等の整備促進による広域道路ネットワークの充実も見込んでいるところであります。なお、概ね10年後を見通す中で、現時点において、リニア中央新幹線の新線開業は見込めないものの、名古屋・大阪間の駅位置等の決定に向けた動きは想定できるとの見通しを持った中での記載といたしております。
14	24	基本構想 1 将来都市像 人とまちの輝きが未来を創る 緑の健都 かめやま	計画期間が8年と限られている中で、「人とまちの輝きが未来を創る」と将来のための8年間と捉えられる。未来のために活動し続ける価値観はすでに古い。努力をすれば明るい未来を容易に想像できる高度成長期のような時世ではない。今の8年間に着目し、この8年間をどうしていくのかを示す必要がある。	将来都市像のうち「人とまちの輝きが未来を創る」の考え方につきましては、変化が激しい時代の中においても、自然・歴史・産業のバランスの良さや交通拠点性の高さ、人と人のつながりなど本市特有の「地域力」の発揮等により、本市に住み、集う人々やまち自体の活気や魅力が高まり、輝きを生み出すことが、将来への都市の持続性や成長可能性につながっていくとの意味付けであり、未来のために限ったまちづくりを計画期間において行うというものではありません。また、まちづくりは、より良い将来ビジョンを描きつつ、その実現に向け様々な取り組みを進めていくものであり、それは、概ね10年先を見据えつつ、令和15年度までを計画期間とする第3次総合計画についても同様であると考えております。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
15	24	基本構想 1 将来都市像 人とまちの輝きが未来を創る 緑の健都 かめやま	「未来を創る」向こう8～10年は、未来を創るための過渡期として、まちの活力や魅力を蓄積していく「過程」の期間と捉えていいのか。また、亀山の成長期は、次世代産業・研究機関・新庁舎の立地やリニアのゲート機能・鈴鹿亀山道路の開通といったハード面の構築が亀山市の成長と考えているのか。最も重要と思われる、骨子案で示された「将来都市像の基本的考え方」がP24には説明しきれていない。内容についても重厚な議論の経緯が見えない。記載を見直すべきである。	本市は、半導体後工程自動化技術の研究開発動向など、次なる都市成長に向けた芽吹きや胎動が見られますが、次世代産業のイノベーション拠点の形成や鈴鹿亀山道路インターチェンジ周辺への都市機能集積、リニア中央新幹線全線開業とリニア三重県駅の活用による新価値創造など、本市のまちづくりに大きな影響を及ぼすものの完成期等を新たな都市成長の段階と捉えれば、そこまでは、超長期的な見通しではないものの、第3次総合計画の計画期間を越えることが見込まれます。そうした観点からは、次なる都市成長までの「過渡期」にあるとも捉えることができ、また、その間のまちの活力や魅力の向上が、その後の都市成長の在り方に大きく影響すると考えているところであります。 なお、先にお示しをいたしました計画骨子案20頁は、「将来都市像」を設定していくに当たっての基本的な考え方や整理であり、設定しようとする「将来都市像」自体の考え方や解釈ではありませんので、本計画に「将来都市像」を位置付けるに当たり、計画骨子案時での考え方をすべて明記する必要はないものと考えております。
16	26	基本構想 3 まちづくりの基本方針 多彩なつながりで地域幸福度を高めるまちづくり	「将来都市像」と内容が重複しており、文脈も分かりにくいため削除を含め、抜本的に見直すべきである。 また、「過渡期」という表現も現状認識として改めるべきである。本市においては、シャープ亀山第2工場でのAIサーバー生産という、産業構造の劇的な変化がすでに始まっている。これを単なる「過渡期」とするのではなく、市内で現実には起きているこの大きな変化の波を、より具体的かつ的確に捉えた内容に改めるべきである。	本市は、半導体後工程自動化技術の研究開発動向など次なる都市成長への胎動等はあるものの、次世代産業のイノベーション拠点の形成や鈴鹿亀山道路インターチェンジ周辺への都市機能集積、リニア中央新幹線リニア三重県駅の活用による新価値の創造等を新たな都市成長の段階と捉えれば、それまでは、超長期的な見通しではないものの、第3次総合計画の計画期間を越えることが見込まれるところであります。そうした将来展望から、「未来へのつながりを築き上げていく過渡期にある」との捉え方を組み入れたところですが、御指摘のとおり、一部、将来都市像の考え方に係る内容が入り混じっているため、「まちづくりの基本方針」として純化させた表現に文章を修正いたします。
17	26 130	基本構想 3 まちづくりの基本方針 多彩なつながりで地域幸福度を高めるまちづくり 前期基本計画 6. 多様な連携と交流によるまちの活性化 (2) 協働・協創の推進	平成22年に制定された「まちづくり基本条例」は協働の視点を取り入れ、総合計画にも反映されてきた。亀山市のまちづくりは「協働」が原則で展開されてきている。今回、協働に加えて協創の視点を取り入れられた。しかし、協働と協創の位置付けがわかりづらいので、協創の位置付け、考え方を示すべきである。	「協働」は、共通の目標や課題に対し、市民が互いに又は市民と行政が、それぞれの特性を生かしつつ、役割分担や連携・協力の下で、共に取り組む仕組みや関係性であり、本市は、これまでまちづくりの様々な場面において、その実践と拡充を図ってまいりました。今後は、こうした本市の強みを生かしつつ、「一歩進んだ協働」として、異なる背景や技術、専門知識を持つ者同士が、それぞれの価値観や個性を認め合いながら、リソースや能力を補完・活用し合い、新しいアイデアや解決策を生み出すとする仕組みや関係性となる「協創」を加え、より重層的なまちづくりや公民連携（PPP）の取り組みを進めてまいりたいと考えております。 なお、こうした考え方につきましては、御指摘のとおり、基本構想「まちづくりの基本方針」において、必要事項を追記いたします。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
18	30-33	基本構想 6 都市空間形成と土地利用の方針	今後策定予定の「都市マスタープラン」（立地適正化計画含む）との整合はどうか。都市マスタープランについては、地域毎の利用変更を期待する中で、上位計画の総合計画策定により、都市マスタープランの計画策定が制限を受けることになる。土地利用は重要な視点であるため、総合計画と都市マスタープランの両計画の策定サイクルを統一すべきである。	亀山市総合計画条例において、「総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。」と規定されております。また、都市マスタープランは、総合計画の基本構想に掲げる「都市空間形成と土地利用の方針」の具現化のために策定する土地利用をはじめとした都市計画に関する分野別計画であることから、他の計画と同様、総合計画の策定後に、その内容を受けて策定するものと考えております。
19	31	基本構想 6 都市空間形成と土地利用の方針 ④新たな土地利用による都市成長の促進	「新たな国土の大動脈となるリニア中央新幹線の三重県駅の設置が計画されており、本市の発展に大きなインパクトとなるものです。」「リニア中央新幹線三重県駅の設置など、新たな土地利用を生み出すプロジェクトを都市の成長につなげるまちづくりを展開します。」とあるが、総合計画期間内に実現性が全くない事業を前提とした記述は削除すべきである。	概ね10年後を見通す中で、現時点において、リニア中央新幹線の全線開業は見込めないものの、名古屋・大阪間の駅位置等の決定に向けた動きは想定できるとの見通しを持ちつつ、その促進による本市への影響も踏まえた記載内容となるよう、一部文章を精査いたします。
20	31	基本構想 6 都市空間形成と土地利用の方針 ⑤広域連携による生活圏の形成	「リニア中央新幹線の全線開業により、本市の広域拠点性のさらなる強化が見込まれます。」とあるが、総合計画期間内に実現性が全くない事業を前提とした記述は削除すべきである。	現時点において、リニア中央新幹線は、第3次亀山市総合計画の終期までに全線開業することは見込めませんが、引き続き、国家的プロジェクトとして、早期全線開業に向け、整備促進が図られているところであります。また、リニア三重県駅を本市内の候補地に設置するよう、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」が建設主体であるJR東海に対し要望を行い、JR東海においても、名古屋以西のルートや駅位置の絞り込みを行うための調査が進められておりますので、こうした状況も踏まえ、将来を見据えれば、本市の広域拠点性の更なる強化が見込まれるとの趣旨で記載いたしております。より伝わりやすくなるよう、一部文章を精査いたします。
21	36-41	前期基本計画 重点プロジェクト	従来より（今回も）プロジェクト内容は、施策の「寄せ集め」であり、「重点」でなく「拡散」とも見受けられる。目標や取組体制、進捗管理が不明確で、残念ながら、総合計画の「見栄え」を飾るだけの取組になってしまう危惧が生まれる。各プロジェクトの取組プログラムをさらに重点化し、市民の不満の解消、期待するまちの姿を具現化し、目に見える形で達成するプロジェクトにすべきである。 <例> * 若者も、通勤者も利用する「亀山・生活交通プロジェクト」 * 「我が地域フル活躍プロジェクト」（まち協見直しプロジェクト） * 「亀山牽引人材確保プロジェクト」 * 新たな亀山人も生む「亀山第二産業団地創出プロジェクト」 * （株）亀山・歳入確保営業部プロジェクト  例示的に示した事業は、単なるひとつの施策・政策・事業でなく、全てに行政、地域資源の重点化、組織横断的、多様な主体との協創が必要である。	重点プロジェクトの在り方につきましては、そのコンセプトや重点化する領域の捉え方などによって、様々なスタイルが想定できると存じます。そうした中で、前期基本計画における重点プロジェクトは、「環境変化に適応しつつ、まちの活力と魅力を高め、人もまちも希望と活気に満ちた輝きを持ちながら、より良い未来を想像していく「緑の健都」を目指す」とした基本構想の将来都市像の考え方を踏まえた上で、その「基本コンセプト」において整理しているとおり、交通拠点性を生かした産業集積など、様々な本市特有の強みを「地域力」として捉えつつ、それらを最大限に生かし、将来を見据え「亀山をもっと輝かせる」ものとして構築したものであるとともに、そうした切り口から推進プログラムも展開させようとするものであります。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
22	36-41	前期基本計画 重点プロジェクト	「何を達成すれば成功なのか」という具体的な目標値（KPI）が欠落しており、精神論にとどまっている印象を受ける。プロジェクトごとの達成目標（雇用者数、観光消費額、関係人口数など）を数値で明示することやロードマップ（工程表）を示すことが必要である。	重点プロジェクトは、そのねらいに沿った複数の推進プログラムで構成し、各推進プログラムには、その推進を図る前期基本計画に位置付けた複数の施策があり、それら関連施策の展開を通じた効果的な連動が、当該プロジェクトの原動力となる構造となっております。また、前期基本計画における重点プロジェクトは、施策レベルの分野横断的な連携等となることから、特定ミッションに対する事業プロジェクトとして構築しているものではありません。そうした性質の取り組みとなりますので、複数の関連施策やその関連事業における目標値等を、総合的に判断しながら、プロジェクト評価を行っていくことが適当であると考えております。また、ロードマップにつきましても、前期基本計画における各基本施策に属する施策群の工程管理の扱い（計画上未掲載）や、重点プロジェクト（推進プログラム）が、複数の取り組みをパッケージ化したものであること等から、計画上での設定は考えていないところですが、プロジェクトワークの実施に当たっては、別途、進捗管理等を図っていく予定であります。
23	36-41	前期基本計画 重点プロジェクト	重点プロジェクト「未来デザインプロジェクト」等において、AI・半導体等の次世代産業への言及がある点は評価できるが、市民の関心が極めて高い「大型商業施設の誘致（コストコ等）」に関する記述が皆無であり、不自然である。すでに立地協定を締結し、官民挙げて取り組んでいる重要案件である以上、不確定要素があるとしても、「広域集客型商業施設の立地促進」等の表現で、計画に明確に位置づけるべきである。	「未来デザインプロジェクト」は、次なる都市成長に向け、本市の交通拠点性の高さを生かし、「新産業」と「交流」の側面から、まちの活力と魅力の向上を図ることをねらいとしております。そうした考え方にに基づき、「新産業」に係る推進プログラムとして、AI・半導体等の「次世代産業の集積促進」を掲げておりますが、これは、従来の多様な産業集積の促進ではなく、未来を拓く新たな産業分野に特化したものに限定したものであります。そのため、御指摘の「広域集客型商業施設の立地促進」までを当該プロジェクトの推進プログラムに含める考えは持たないところであります。
24	36-41	前期基本計画 重点プロジェクト	計画期間中に計画と財政と会計と組織を横断的に見る視点が必要である。	重点プロジェクトは、組織横断的な連携や関連施策の連動等を要する分野を越えた取り組みとなりますので、経営資源・関連事業の調整や進捗管理等を的確に行っていく必要があると認識しております。そのため、その実践に向けましては、現時点におきましては、プロジェクト推進組織の設置やプロジェクト評価を組み入れた効果的な運用を予定いたしております。なお、重点プロジェクトを含む総合計画の推進に当たっての体制や具体的運用につきましても、御指摘の視点も踏まえつつ、計画策定を見据え、整備してまいりたいと考えているところであります。
25	38-40	前期基本計画 重点プロジェクト	「河川空間を活用したウオーカブルな都市空間」 「ネイチャーポジティブなまちづくり」 「プラネタリーヘルスを含めた健康を基軸とした・・・」 これらの表現がどのようなものなのか想像しにくいし伝わりにくい。市民にわかりやすい表現方法にすべきである。	御指摘の表現につきまして、より分かりやすくなるよう、一部文章の精査や用語解説を設定いたします。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
26	42-44	前期基本計画 施策体系	「行政経営」が他の大綱と同じように「目指す姿」「現状と課題」「施策の方向」といった同じフレームが整理できているなら、大綱の一つとして位置付けるべきである。	「政策の大綱」は、基本構想に位置付ける将来都市像から導かれる「目指すまちのイメージ」ごとに、その具現化に向けたまちづくりを推進するための政策の柱であります。一方、「行政経営」は、各種政策の推進を下支えする、主に行政サイドの情報管理や組織体制、行財政運営、DX推進等に関する施策群となりますので、「政策の大綱」とは、計画上の位置付けが異なるものであります。 なお、前期基本計画上の基本フレームの統一化については、当該計画の管理・運用面等を重視したものであり、「政策の大綱」としての共通化を図るものではありません。
27	46-47	前期基本計画 【各基本施策のページの見方】	指標については、前計画と比べ工夫は見られるものの、相変わらず、本質的なアウトカム指標になっていないものが多く散見されるため、見直すべきである。	前期基本計画は、基本施策ごとに成果指標と関連指標を設定し、施策評価の客観性を向上させたことから、現行の後期基本計画と比べ、指標数が大幅に増加することとなります。そうした中で、基本的に設定する指標は、アウトカム指標を考えていますが、幅広い行政分野に及ぶ中で、アウトカム指標に相応しいものは考えられるものの、該当する統計データ等が存在せず、正確な数量把握ができなかったり、数量把握のために経費や労力を費やす必要があったりする問題も顕在化しております。そのため、やむを得ない場合においては、アウトプット指標を代用しつつ、定性評価も織り交ぜながら施策評価する、計画管理も考えているところであります。しかしながら、より効果的な施策の推進に資するため、御指摘の視点を踏まえ指標の再確認を行い、可能な限りアウトカム指標が設定できるよう検討いたします。
28	51	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (1) 都市空間の魅力化と交通拠点性の向上 施策の方向 1 交通の利便性を生かした都市の形成	「◆リニア中央新幹線の早期全線開業に向け、関係団体と連携し、名古屋・大阪間のルート及び駅位置の早期決定に向けた取り組みを推進します。」また、「◆リニア中央新幹線三重県駅の設置・開業を見据え、関係団体と連携して駅周辺のまちづくりの方向性について検討を進めるとともに、まちづくりに必要な財源の確保を図ります。」とあるが、総合計画期間内に実現性が全くない事業を前提とした記述は削除すべきである。	現時点において、第3次総合計画の終期までにリニア中央新幹線の全線開業は見込めないものの、名古屋・大阪間の駅位置等の決定に向けた動きは想定できるとの見通しを持ちつつ、前期基本計画4年間において、推進すべき施策を位置付けようとするものであります。
29	51	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (1) 都市空間の魅力化と交通拠点性の向上 施策の方向 2 活力のある市街地の形成	「◆JR亀山駅周辺エリアについて、新庁舎を含めたさらなる都市機能の集約や鈴鹿川の河川空間との一体的な整備等により、にぎわいの創出を図ります。」とあるが、浸水想定地域という災害面、用地購入や災害対策などで工事費が高くなるという経済面など新庁舎建設位置としてJR亀山駅周辺エリアは適地ではないため、この記述は削除すべきである。	新庁舎の建設予定地につきましては、選定基準（計画性・利便性・安全性・実現性・経済性）に基づく比較検討を行い、総合的に判断した結果、令和6年3月にJR亀山駅周辺エリアを選定いたしました。このため、建設予定地の見直しは現時点において考えておりません。 なお、浸水対策につきましては、専門的見地に基づく技術提案等を踏まえ、必要な対策を講じることで防災拠点としての安全性を確保してまいります。また、経済面においても、可能な限り財政負担の軽減を図るため、民間との連携による整備手法等について検討を進めてまいります。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
30	51	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (1) 都市空間の魅力化と交通拠点性の向上 施策の方向 2 活力のある市街地の形成	D I D地区はもちろんのこと、現市役所用地や市の保有する未活用公共用地（大型市営住宅等）周辺は、適正管理面と合わせ、将来の歳入確保を目的に、優先的に進めるべきである。	これまで、市役所本庁周辺を含め、D I D地区を中心に地籍調査を行ってまいりました。地籍調査により公共用地（現市役所用地や市の保有する未活用公共用地を含む。）の管理の精度を高めることは、今後、公共用地を活用の際に有効であると認識しておりますので、引き続き、公共用地を含めたD I D地区を中心に、限られた予算を効率的、効果的に活用しながら計画的に順次進めてまいりたいと考えております。
31	51	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (1) 都市空間の魅力化と交通拠点性の向上 現状と課題 施策の方向	現状と課題では、リニア誘致活動が新たな段階に入ったとされているが、p 18図11 ではリニアに関して市民の満足度や重要度は高くない。しかし、p 19の意見では将来に対するリニアの関心が低いわけではない。 施策の方向では、関係団体と連携して駅周辺のまちづくりの方向性について検討を進めるとある。さらに機運醸成の取組や将来世代を巻き込んだ施策の取組を示すべきである。	リニア中央新幹線の駅誘致や早期全線開業は、長期にわたる取り組みである上に、先行区間の工事の遅れや、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」が県内駅候補地を本市内に決定したことなどによって、市民の盛り上がりが一服感が生じている現状と考えておりますが、これは、リニア誘致に対する市民の必要性が低下した訳ではありませんので、引き続き、工夫を凝らしながら、御指摘の将来世代も含めた市民の機運醸成を図ってまいりたいと考えております。御指摘の点も踏まえ、関係施策を修正いたします。
32	54	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (2) 企業活動の促進と雇用の確保 現状と課題	現状の記述では「内陸型工業都市」としての側面ばかりが強調されている。コスト誘致を確実に進めるためにも、計画内で「商業施設も産業振興（企業誘致）の重要な柱である」と定義し、奨励金制度の拡充などを含めた支援体制の強化を明記すべきである。	大型商業施設の誘致は、これまでから取り組んでおり、今後も施策の方向「企業誘致と産業基盤の強化」の中で、継続して取り組みを進めていくことといたしておりますことから、御指摘の点も踏まえ、「現状と課題」及び関連施策の記載について、一部精査をいたします。
33	55	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (2) 企業活動の促進と雇用の確保 施策の方向	計画の中で「成長が見込まれる半導体等の先端産業の誘致」「本社機能の地方移転の促進」「市内既存企業の事業拡大の促進」という積極的記載については評価するが、この計画（姿勢）のアピールと実施計画（アクション）を速やかに立ち上げるべきと考える。また、合わせて適応できる「新・産業振興奨励制度」の創設と必要なマンパワーの確保も必須と考える。このような記載を追加するべきである。	御指摘の計画（姿勢）のアピールにつきましては、施策の方向「企業誘致と産業基盤の強化」、「既存企業の事業活動の強化」の中で速やかに進めてまいります。また、産業振興奨励制度は適宜見直しを図るとともに、進捗状況に合わせて、必要なマンパワーの確保を図ってまいります。 なお、前期基本計画は、施策での書き込みとなりますので、具体的な取組方法等までは明記していません。
34	56-57	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (3) 商工業・観光の活性化 施策の方向 1 にぎわいのある商業地域の形成	時代に即応できる、新たな商業活動に対するサポートを主としていく転換期という記載を追加すべきである。	施策の方向「にぎわいのある商業地域の形成」における商業活動に対する支援は、これまでの取り組みから転換するのではなく、時代に即した支援を亀山商工会議所や商工業団体、事業者と連携してまいります。つきましては、「商工業団体等が主体となった商工業の発展に向けた取り組みを支援し、小規模事業者等の魅力向上や地域商業の活性化を図ります。」の中で取り組んでまいります。
35	56-57	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (3) 商工業・観光の活性化 施策の方向 3 亀山ブランドの強化	亀山ブランド認定基準の明確化と的確な認定審査の必要性を記載すべきである。関連指標に「亀山ブランド認定事業者間における連携実績」は評価するが、ふるさと納税寄附金額5,000千円とあり、市の主要事業としての取組であるなら、一桁少ないと感じる。見直すべきである。	亀山ブランドの認定につきましては、令和3年の制度開始より、亀山ブランド認定基準に基づき審査を行っております。また、新たな認定品を募集する際には、市ホームページにも認定基準を掲載し公表しております。一方、令和7年度のふるさと納税寄附金額は、令和7年12月末現在でふるさと納税全体で77,978千円で、うち亀山ブランドは7,128千円（9.1%）となっているため、御指摘の点を踏まえ、ふるさと納税に占める亀山ブランド認定品の割合を4年間で0.2%増とし、関連指標の令和11年度の目標値を目標寄附額200,000千円の9.3%である18,600千円に修正いたします。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
36	61	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (4) 農業の活性化 施策の方向 1 持続可能な農業経営の促進	農業ボランティアは評価できる取組と考えるが、支援体制と市の関わりの範囲や民間委託等の研究が必要と考える。そのような記載を追加するべきである。	農業ボランティアに関する支援体制や市の関わりの範囲等については、ボランティア先進地の例を参考に課題等の研究及び制度検討も進め、まずは来年度中に直営での事業化を予定しております。そのため、今後の事業の状況によっては、民営化の検討が必要となることも考えられますが、現時点では、民間委託検討の考えはございません。
37	61	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (4) 農業の活性化 施策の方向 2 農地の保全と管理	優良農地の確保・保全是施策4で示されているが、ここでは、亀山全体の農地の中で、食料の地域自給に見合う農地の確保・拡大という意味で「農地の確保と保全」に改めるべきである。	市内全体の農地については、施策の方向4 農地の有効利用の1つ目の施策において、農地の管理が困難な農地所有者と農地を必要としている農業者に農地の売買や賃貸を行えるよう市独自のマッチング支援を、2つ目の施策において、関係団体と連携した地域の農地の有効利用の促進を位置付けており、これらの取り組みにより、農地の確保等につなげていくこととしているものであります。
38	61	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (4) 農業の活性化 施策の方向 3 農業生産の強化と農産物の魅力向上	亀山茶の魅力発信において、「効果的な販路の開拓を推進します」とあるが、行政としての関わりの範囲・ノウハウの力量に疑問がある。むしろ、協業化等、生産体制の強化へのサポートが必要と考える。そのような記載を追加するべきである。	「関係者と連携し亀山茶の魅力発信につながる取り組みを進めるとともに、生産体制の強化への取り組みを支援します。」に、御指摘の点を踏まえ、関係施策を修正いたします。
39		地産地消の取組において、学校給食と地産地消の連携については、議会において過去何度も「推進していく」との答弁があった。施策の方向や指標もなく積極性が感じられない。議論の経緯も懐疑的に感じる。そのことについて、積極的な記載をするべきである。	地域の農産物を利用した「かめやまっ子給食」の実施におきましては、地域の農業者等と協議を行い品質等を確認し実施しているところです。「現状と課題」におきまして、地産地消の取り組みも引き続き促進していく必要がある旨の記載を行い、それを受けて、施策の方向に記載いたしました地産地消等の取り組みを引き続き進めてまいります。	
40		「農業者の所得安定化に向けた支援」とあるが、読み方によっては「所得保証」と受け取られる危険がある。記述を再考するべきである。	「農業者の所得安定化」の記載を「経営の安定化」に、御指摘の点を踏まえ、修正いたします。	
41	62	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (4) 農業の活性化 施策の方向 5 農業に関わる地域資源の活用	市民農園の利用において、現状の圃場数では需要に応えられていない。民間活用も含め、新しい形での市民農園を作るべきである。そのような内容を記載するべきである。	市の市民農園の区画数の拡大を検討するとともに、民間が実施する市民農園に対しても相談等の支援を行っています。計画内の記載内容は、官民を問わず市民農園の利用を通じた取り組みを記載しています。
42	60 115	前期基本計画 1. まちの活力とにぎわいの向上 (4) 農業の活性化 5. 安全で快適な生活空間の創出 (2) 住環境の向上	耕作放棄地や空き地対策についての記載がない。耕作放棄地や空き地についても、空き家同様増加が見込まれることから対策の記載が必要である。	耕作放棄地の増加抑制に関する対策については、「2 農地の保全と管理」において持続可能な農業生産活動や耕作放棄地増加抑制を行います。さらに、耕作放棄地の発生抑制につきましては、「4 農地の有効活用」において、各関連機関と連携し農地の有効活用を推進してまいります。一方、空き地につきましては、空き家同様に増加が見込まれることから、地域住民の住生活の向上を図ることを目的に、空き家の活用と併せて、計画に追記いたします。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
43	68-71	前期基本計画 2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実 (1) 子ども・子育て支援の充実 現状と課題 施策の方向	「周産期医療（出産前後の医療体制）」に関する現状分析や問題点、対策の記述が完全に抜け落ちている。現在、亀山市内には分娩を取り扱う医療機関が存在せず、妊婦は市外への通院・入院を余儀なくされている。これは、市民が安心して子どもを産み育てる上で大きな不安要素であり、この現状と課題（市内医療機関の不在、緊急時の搬送体制など）と対策を計画本文に明確に記述すべきである。	周産期を中心とした妊娠初期から出産後に至るまでの母子支援は重要と認識しております。施策の方向性につきましては、「育みの希望を広げる支援の充実と切れ目のない支援体制の強化」の中に位置付けておりますが、ご意見を踏まえ、現状と課題及び施策の方向を修正します。
44	68-71	前期基本計画 2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実 (1) 子ども・子育て支援の充実 現状と課題 施策の方向	子育て世帯への経済的支援が「医療費助成」に限定されている点は再考を促したい。医療費助成はもはや標準的な施策であり、本市独自の魅力にはなり得ない。学校給食費の無償化についても国によって実現される。「保育料の完全無償化（第2子以降や所得制限撤廃など）」や「就学に伴う費用（学用品・制服等）の負担軽減」といった、市独自で裁量を持てる分野への支援強化を明確に打ち出すべきである。	「子どもの育ちを支える社会的支援の強化」として、保護者の経済的負担軽減を図るため、医療費助成制度の拡充と効率化を明確にしたものです。これまでも保育所等の副食費の減額など国の交付金等の活用により子育て世帯への経済的支援は実施してきたことから、今後におきましても同様に状況に応じた経済支援を実施いたします。 なお、御指摘の点を踏まえ、子育て世帯への経済的支援について、一部文章を修正いたします。
45	69	前期基本計画 2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実 (1) 子ども・子育て支援の充実 施策の方向 1 多様化する保育ニーズへの対応と保育環境の充実	「◆子育て世帯の就労状況の変化等に留意し、認定こども園を基本とした就学前教育・保育施設の再編を進めるとともに、子どもが安全に過ごせる環境の整備を推進します。」とあるが、老朽化が進む公立保育園が多数あるのに、認定こども園を基本とした再編だけでは老朽化が放置される。公立保育園の建替えも記述すべきである。	就学前教育・保育施設の再編については、既存の公立保育所等の施設の統合により実施するものであり、その上で、新たに整備を行う施設については、教育と保育を一体的に提供できる制度的整合性と運営の安定性を備えた認定こども園を原則とするものです。
46	70	前期基本計画 2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実 (1) 子ども・子育て支援の充実 施策の方向 3 子どもたちの育ちを支える社会的支援の強化	「◆すべての子どもが必要な医療サービスを公平に受けられる環境を整備するとともに、保護者の経済的負担軽減を図るため、医療費助成制度の充実と効率化を進めます。」とあるが、子ども医療費助成制度は県内各市に遅れをとっており、「充実」ではなく、対象年齢などの「拡充」とすべきである。	子ども医療費助成制度については、全国一律で国の責任において実施すべきものであります。そのようなことから、まずは、国、県に向けましては、引き続き全国一律の国の保障制度の創設や補助拡大等、必要な財政措置がなされるよう要望してまいりたいと考えております。一方、本市独自の取り組みとして、対象年齢を拡大することについては、一定の財政負担が生じることから、制度の持続性や健全な財政運営とのバランスを確保していく必要があり、県制度の拡充が図られる等、助成に必要な財源の目途が整えば拡大が可能となるものと考えております。
47	73	前期基本計画 2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実 (2) 学校教育の推進と学習環境の充実 施策の方向 2 持続可能な学校給食の提供と食育の推進	「調理体制を継続的に確保」という表記は、教育の一環である学校給食は学校給食法に謳われており、実施し継続するのが当然のことである。目標や方向性としてあげるには設定が甘すぎるのではないかと。また、「持続可能な学校給食の提供と食育の推進」のうち「提供」という表記は、食育という言葉があるものの、多様な学びある総合的な教育であることが想起できない表現である。表現を再考すべきである。	御指摘いただきましたとおり、学校給食法第4条及び第5条の規定に基づき、市内小中学校において、学校給食の実施、普及と子どもたちの健全な発達に努めております。しかしながら、各調理施設の老朽化への対応はもとより、年々、給食に携わる調理員等の人材確保等が難しくなってきています。そうした中で、安定的な人材確保策や柔軟な人員配置等による提供体制の検討が重要と考え、そうした取り組みを進める趣旨において「調理体制を継続的に確保」し、安定的に「提供」とすると表記したものです。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
48	74	前期基本計画 2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実 (2) 学校教育の推進と学習環境の充実 施策の方向 6 地域全体で子どもを育む風土と家庭の学びの醸成	かめやまお茶の間10選（実践）は総合計画に指標をあげてまで書き込む必要はない。削除すべきである。	「かめやまお茶の間10選（実践）」は、保・幼稚園、小中学校等との連携も行いながら、引き続き取り組みを進め、地域で子どもを育む風土や家庭教育への意識啓発を促進するものです。また、御指摘いただきました指標については、従前からアンケート等において定点的に成果を観測しているもので、本計画でも指標として掲げ、これまでからの推移も踏まえつつ進捗管理を行うことにより、地域・家庭の教育力向上の取り組みにつなげてまいります。
49	91	前期基本計画 4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成 (1) 健康づくりの推進と地域医療の充実 施策の方向 6 公的医療保険制度の安定的な運営の推進	「◆第2期三重県国民健康保険運営方針に掲げられている令和11年度までの標準保険料率への統一に向け、国民健康保険税の負担の適正化を図るとともに、市民への丁寧な説明や納付相談等により収納率の向上と財源の確保に取り組みます。」とあるが、「標準保険料率への統一」は今でも高く払えない国税をさらに高くすることになる。「標準保険料率への統一」は目指すべきではなく、この記述は削除すべきである。	平成30年度の国保制度改革以後、県内の保険給付費を県内各市町、全被保険者で支え合う仕組みとなっており、各市町は、「三重県国民健康保険運営方針」に沿って国保事業を効率的・効果的に運営できるよう取り組みを進めています。令和6年3月に策定された「第2期三重県国民健康保険運営方針」では、県内どの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることを目指すとし、具体的に令和11年度までに一定の幅を設けた上での標準保険料率への統一を行うこととされていることから、引き続き当該方針に沿って取り組んでまいりたいと考えております。 なお、取り組みに当たっては、医療費の適正化等を図るとともに被保険者への丁寧な説明に努めてまいります。
50	93	前期基本計画 4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成 (2) 地域福祉・生活支援の充実 施策の方向 1 地域福祉に関わる多様な主体の連携強化	民生委員・児童委員を地域を支える主体と捉えるならば、その主体に対して市が活動日数を増やすという指標を持つことは適正とは言えない。連携強化は活動日数だけではかるものではないため、他の指数の再検討が必要である。担い手不足に拍車をかけることになりかねない。	市と民生委員・児童委員との間で現状値程度の活動日数は必要であることを共有しています。このことから地域福祉の担い手との連携を強化し、きめ細やかな地域活動を展開するため、市内4地区の会長と協議を行い、活動日数を関連指標とし、目標値を現状値以上として指標を設定しております。
51	100-101	前期基本計画 4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成 (4) 障がい者福祉の充実 現状と課題 施策の方向	本市には知的障がい者の入所施設が不足しており、グループホームやショートステイ、就労継続支援（A型・B型）などの社会資源も、近隣の鈴鹿市と比較して著しく不足している。この現状は、障がいのある市民が住み慣れた地域で暮らし続けることを困難にし、「親亡き後」の生活の場がないという深刻な不安を招いている。計画において、これらの「福祉資源の不足」という現状を明記し、事業所の誘致や開設支援を重点課題として位置づけるべきである。	本市におきましては、知的障がい者の入所施設が少ない状況にあります。が、三重県においては障がい者施設の設置に関する圏域的な取り組みが行われており、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現のため、福祉サービスの選択については、市内にこだわらず圏域で支えていく体制づくりに取り組んでおります。また、障がい者本人やその家族の意思に基づき、市外での障がい福祉サービスを利用される方もおられますことから、本市におきましては、障がい者福祉サービスを適切に受けることができるよう相談体制の強化に努めてまいりたいと考えております。 なお、今後も、障がい者施設の設置動向等については、注視していきたいと考えております。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
52	100-101	前期基本計画 4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成 (4) 障がい者福祉の充実 現状と課題 施策の方向	現在、福祉避難所の多くが高齢者施設に指定されているが、知的障がい特性（環境変化へのパニック等）への専門的対応が困難であることが懸念される。高齢者施設では適切な支援が受けられないリスクがあることを直視し、知的障がい特性に対応できる避難所の確保や、支援スタッフの配置計画など、実効性のある災害対策を講じる必要がある。そのような内容を記載すべきである。	現状において、市内にある3つの障がい者グループホームが知的障がい者等の福祉避難所として想定されますが、現在は満床により受入れの難しい状態が続いています。一方、グループホームは、障害福祉サービスの制度上、在宅サービスとして位置付けられており、将来的には地域住民の理解や協力を得ながら、住み慣れた地域で暮らすことを前提としております。このようなことから、御指摘の点につきましては、鈴鹿市や本市の基幹相談員とともに現在も取り組んでおります各障害福祉サービス職員に対する研修や情報共有の機会を定期的に設けることで、各職員の専門性の高揚に努め、災害時等において、居宅介護や訪問看護など既存の在宅サービスも含めたきめ細やかな対応が図られるよう、各事業所と地域課題を共有し、協議を重ねながら、対応に努めてまいりたいと考えております。
53	105	前期基本計画 4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成 (5) 文化芸術の推進 目指す姿	「継承と創造の文化芸術を育むまちの中で、心豊かに暮らしています。」に對しての関連指標について、文化芸術創造事業数や小中学校向け文化会館アウトリーチ実施回数は不適切である。ここでは市民が心豊かになったかどうかが図られるべきである。	文化芸術創造事業数を維持・増加させることは、新たな文化芸術の創造と文化芸術活動の活性化につながると考えております。また、小中学校向けアウトリーチの回数が増えることは、子どもたちの豊かな創造力や感性を育むことにつながり、ひいては、市民の心が豊かになっていくという考えから、関連指標を回数といたしました。これにより、目指す姿に向けて施策の推進が図られたかにつきましては、市民アンケートの機会等を通じまして確認してまいりたいと考えております。
54	106	前期基本計画 4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成 (6) スポーツの推進 現状と課題	「ラグビーやサッカー等の国内のトップリーグ等で活躍するクラブチームとの連携により、市民スポーツの観戦機会の提供や地域社会の活性化に取り組んでいます。」とあるが、ホンダヒートの拠点移動、アトレチコ鈴鹿がJFLリーグから地域リーグに降格したことで鈴鹿での試合開催が限定される中で、このような記載は見直すべきである。	御指摘の部分は、これまでの市の取り組みについて記載しています。三重ホンダヒートは、2026-27シーズンからは拠点を栃木県に移しますが、移転後も凱旋試合を含むラグビーを通じた地域交流を三重県で継続することを表明しています。東海サッカーリーグ1部となったアトレチコ鈴鹿クラブや他の競技のクラブチームとの連携も想定しながら、観戦機会の提供や地域社会の活性化に取り組んでまいります。
55	111	前期基本計画 5. 安全で快適な生活空間の創出 (1) 防災・減災対策の強化 施策の方向	関連指標について、災害時応援協定の締結数、小型車両系建設機械特別教育修了者数、簡易ベッドの備蓄数、パーティションの備蓄数については災害時に必要なのは実数である。累計がいくつあっても実数がなければ意味がないので、変更すべきである。	御指摘のとおり、使用や故障、または退職等により実数が減る場合もございます。指標については、現状値も実数を把握して記載しており、目標数値についても実数値で評価することを想定して設定していることから、累計数ではなく、実数に変更いたします。
56	111	前期基本計画 5. 安全で快適な生活空間の創出 (1) 防災・減災対策の強化 施策の方向 4 地域防災力の向上と市民参加の促進	防災情報伝達システムの導入で終わらせるのではなく、地域防災訓練で活用して災害時に対応できる体制を整える必要があることから、例えば、鈴鹿川の氾濫を予測した河川地域を対象に情報伝達が末端まで行き渡り避難が可能か確認する訓練を実施するなど記載すべきである。	防災情報伝達システムの活用につきましては、令和7年度総合防災訓練での地域住民の避難について試行段階の防災アプリを活用いたしました。様々な機会を通じて、防災アプリの普及を進めることが重要と考えており、その活用につきましても、後指摘のとおり、今後も実際に訓練等で活用し、実効性を高めていくべきと考えております。ご指摘の事項の記載につきましては、施策の方向4の2つ目の施策「総合防災訓練や防災リーダーの育成及び災害時の応急対応に関する研修を通じて、地域の事前防災力の強化を図ります。」という記載により包括されていると考えております。

第3次亀山市総合計画基本構想及び前期基本計画（最終案）に対する意見への回答

【個別意見】

番号	該当ページ	項目	意見	回答
57	114	前期基本計画 5. 安全で快適な生活空間の創出 (2) 住環境の向上 施策の方向 2 空き家対策の強化と居住誘導の推進	2024年には「広域的地域活性化基盤整備法」が改正され、二地域居住を推進するなど人口減少などに対応する新たな地方創生の動きが出てきている。第2次総合計画では、基本施策で移住・定住の促進をしてきたが、第3次では基本施策ではなく施策の方向に位置付けられており、トーンダウンしている感が否めない。人口減少対策として移住・定住の促進を計画に位置付け、新たに「関係人口」の増加から居住人口の増加につながる取組を示すべきである。	人口減対策の視点からの地方創生の推進の必要性は、次期総合計画においても重要であると認識いたしております。そうした中で、「移住・定住の促進」は、第2次総合計画後期基本計画では、基本施策の1つに掲げておりましたが、第3次総合計画前期基本計画におきましては、政策の大綱を「多様な連携と交流によるまちの活性化」とするとともに、基本施策を「多様な交流の促進」と位置付け、「移住交流の促進」「関係人口の創出と地域交流機会の充実」や「シティプロモーションの強化」、「都市間交流の推進」を施策の方向に盛り込み、より戦略的かつ効果的に取り組みを展開していく考えであります。
58	128-129	前期基本計画 6 多様な連携と交流によるまちの活性化 (1) 地域まちづくり活動の促進 現状と課題 施策の方向	地域の担い手育成は、行政の職員育成と同様に重要であり、一朝一夕にはできないため、市が行っている研修を見直すべきである。具体的には、研修が通年で計画的に実施されているか、同一人に対してステップ・バイ・ステップで体系的なカリキュラムで行われているか、地域側がこれから地域を主導していく人材を受講させているか、そして受講者の負担に見合う手当(インセンティブ)を用意できるかといった点を検証する必要がある。また、中間支援組織である「プラット」に、この研修の企画から実施までを担当させることを提案する。このような内容を記載すべきである。	地域の担い手育成支援の取組につきましては、御指摘の点を踏まえ、第3次総合計画前期基本計画の実施計画に位置付ける施策の中で取り組んでまいります。また、市民活動・ボランティアセンターがらっとの中間支援機能の一つであります、毎月15日開催の「がらっとカフェ15」等におきまして、地域の担い手育成をテーマに講座等を開催し、市民が気軽に参加しながら、地域活動に関心を寄せていただき、地域で活躍いただけるきっかけづくりを行ってまいりたいと考えております。
59	129	前期基本計画 6 多様な連携と交流によるまちの活性化 (1) 地域まちづくり活動の促進 施策の方向	関連指標について、現在、地域担い手研修の受講と地域まちづくり協議会の役員への参画に関連性は見られない。また、研修中にそのような説明もないように思われる。今後、関連付けていくのであれば、そのような説明の記載が必要である。	本関連指標につきましては、地域担い手研修を受講することで、まずは地域活動への関心、参加を促進し、参加が進むことにより、より関わりの深い役員など中心的な役割を担う人材となつていただくことを狙いとして設定しており、強制ではなく自然な形で役員に就任していただけるよう、先進的な専門人材を活用しつつ、地域活動に関心をもちいただく研修内容の充実に努めてまいります。
60	132	前期基本計画 6 多様な連携と交流によるまちの活性化 (3) 生涯学習の推進 成果指標	「2. 図書館への入館者数」に「図書貸出し数（電子含む）」を加えるべきである。	「学びの場からつながる場へ」の実現を図書館の基本理念としておりますので、読書利用のみならず、にぎわいや交流の拠点としての利用も重要であるため、利用の趣旨にかかわらず「図書館への入館者数」を本基本施策の成果指標として掲げるところです。一方、図書貸出し数につきましては、実際に来館し、本に触れる機会の拡大を目指して、本基本施策の施策の方向2「図書館を核とした読書活動の推進と図書機能の充実」において、代表的な指標として掲げております。御指摘の電子図書館の利用についても、図書館サービスの多様化を図るうえで重要な指標であると認識しておりますが、電子図書の貸出・閲覧数はサービス開始からの利用動向が安定しておらず、見直しも流動的であることから、現時点においては指標としての設定が難しいと考えています。